

資金繰りに関する支援策（令和2年4月14日時点）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方を対象とした日本政策金融公庫等の政府系金融機関、鹿児島県、鹿児島市の特別融資をご紹介します。融資対象など条件の詳細は、各窓口又は「[鹿児島商工会議所・新型コロナウイルス総合相談窓口](#)（TEL:099-225-9533又は099-225-9534）」へお問い合わせ下さい。

■日本政策金融公庫（国民生活事業099-224-1242、中小企業事業099-223-2221）

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルスの影響で最近1か月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少するなど業況が悪化した事業者が対象で通常融資とは**別枠**で融資を行う。

融資限度額(別枠)	中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円
期間(据置)	設備資金20年以内(5年)・運転資金15年以内(5年)
利率(引下げ)	当初3年間、基準利率▲0.9%引下げ(中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36→0.46%)、4年目以降は基準利率 ※金利引下げ限度額は中小事業1億円、国民事業3,000万円
特別利子補給(実質無利子)	中小企業は20%以上、小規模事業者(法人)は15%以上、(個人は要件なし)売上が減少していれば3年間、中小事業1億円、国民事業3,000万円上限で利子補給され、実質無利子

○新型コロナウイルス対策マル経（小規模事業者）

新型コロナウイルスの影響で最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者が対象。通常のマル経とは**別枠**で融資を行う。融資には商工会議所の経営指導員の経営指導が必要など一定の要件が必要。

融資限度額(別枠)	1,000万円
期間(据置)	設備資金10年以内(4年)・運転資金7年以内(3年)
利率(引下げ)	当初3年間、経営改善利率▲0.9%引下げ(1.21%→0.31%)、4年目以降は経営改善利率 ※金利引下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス対策衛経」との合計3,000万円
特別利子補給(実質無利子)	令和2年度補正予算成立前提で実質無利子になる予定

■鹿児島県制度資金

※鹿児島県制度資金・鹿児島市制度資金については取扱金融機関又は鹿児島商工会議所にお問い合わせください。

○新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金

新型コロナウイルスの影響で最近1か月の売上が前年同月と比較して15%以上減少し、かつその後2か月間を含む3か月間の売上が前年同期と比較して15%以上減少が見込まれる事業者が対象。一般保証枠とは**別枠**で融資。

融資限度額(別枠)	4,000万円 ※保証料0%(鹿児島県が全額補助)
期間(据置)	運転資金7年以内(2年)
利率(引下げ)	500万円超は当初1年間、0.2%を県が利子補助。年1.4%~1.9%→1.2~1.7%。 500万円以下の借入については3か月に限り県が全額補助。※今後拡充予定
特別利子補給(実質無利子)	鹿児島市内に住所と事業所を有し、融資実行日から利子補給の申請日まで継続して市内で事業を営んでいる事業者については、1年間に限り鹿児島市がさらに利子補給し、実質無利子

■鹿児島市制度資金

○経営安定化資金（危機関連保証）

鹿児島市内の事業者で新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上が前年同月と比較して15%以上減少し、かつその後2か月を含む3か月の売上が前年同期と比較して15%以上減少が見込まれる事業者を対象に一般保証枠とは**別枠**で融資。

融資限度額(別枠)	3,000万円	※保証料0%(鹿児島市が全額補助)
期間(据置)	設備資金10年以内(2年)・運転資金7年以内(2年)	
利率	年1.4%(1年以内)~2.0%(7年超)	

■商工中金（099-223-4101）

○新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルスの影響により直近1か月の売上が前年または前々年の同期比5%以上減少した中小企業が対象。

融資限度額	3億円
期間(据置)	設備資金20年以内(5年)・運転資金15年以内(5年)
利率(引下げ)	①商工中金の所定の利率が日本公庫の基準金利を上回る場合は、残高3億円までの金額について借入期間中、日本公庫の基準利率まで利子補給 ②残高3億円のうち1億円まで、当初3年間は0.9%の利子補給
特別利子補給(実質無利子)	中小企業は売上が20%以上減少していれば3年間、残高1億円上限で利子補給され、実質無利子

■日本政策投資銀行（099-226-2666）

○危機対応融資

新型コロナウイルスの影響により直近1か月の売上が前年または前々年の同期比5%以上減少した中堅企業・大企業が主な対象。

融資限度額	危機対応制度に定める範囲で資金ニーズ等を踏まえて決定。
-------	-----------------------------

※過去の借入の借換

○日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金の危機対応融資について、各機関毎に、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換も可能にし、**実質無利子化**の対象とする予定。 ※令和2年度補正予算成立が前提